

豊島区の重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業とは

令和2年に改正された社会福祉法において創設された概念で、**地域共生社会の実現に向け**、「市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業」として、位置づけられている。

社会福祉法第106条の4

(重層的支援体制整備事業)

市町村は、**地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため**、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、**重層的支援体制整備事業を行うことができる。**

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

(以下、略)

- 第一号 包括的相談支援
- 第二号 参加支援
- 第三号 地域づくり支援
- 第四号 アウトリーチ等を通じた継続的支援
- 第五号 多機関協働
- 第六号 支援プランの作成

地域共生社会の実現

(社会福祉法第4条第1項)

地域福祉の推進

(社会福祉法第4条第2項)

地域生活課題の把握・連携
による解決に向けた取組み

(社会福祉法第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(社会福祉法第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(社会福祉法第106条の4)

重層的支援体制整備事業の仕組み

各区市町村で実施してきた既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①包括的相談支援、②参加支援、③地域づくりを実施するとともに、これらの取組を補完する、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働を合わせた5つの事業を一体的に実施する。

事業	概要
①包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none">・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める・支援機関のネットワークで対応する・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
②参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none">・社会とのつながりを作るための支援を行う・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
③地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none">・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
④アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none">・支援が届いていない人に支援を届ける・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
⑤多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none">・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす・支援関係機関の役割分担を図る

豊島区における重層的支援体制整備事業



重層的支援体制整備事業は、これまで構築してきた専門的な支援体制の仕組みを活かしつつ、各部署や地域が相互に連携を強めながら、地域全体の支援体制を一体的に進めることで、重層的なセーフティネットを構築することを目的としている。



豊島区では、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の区民ひろばへの配置や、くらし・しごと相談支援センターによる年齢・相談内容を問わない相談支援窓口の開設等、他自治体に先駆けた区独自の包括的な相談支援体制に取り組んでいる。

令和3年度からの移行準備期間を経て、令和5年度より、重層的支援体制整備事業の本格実施を開始。

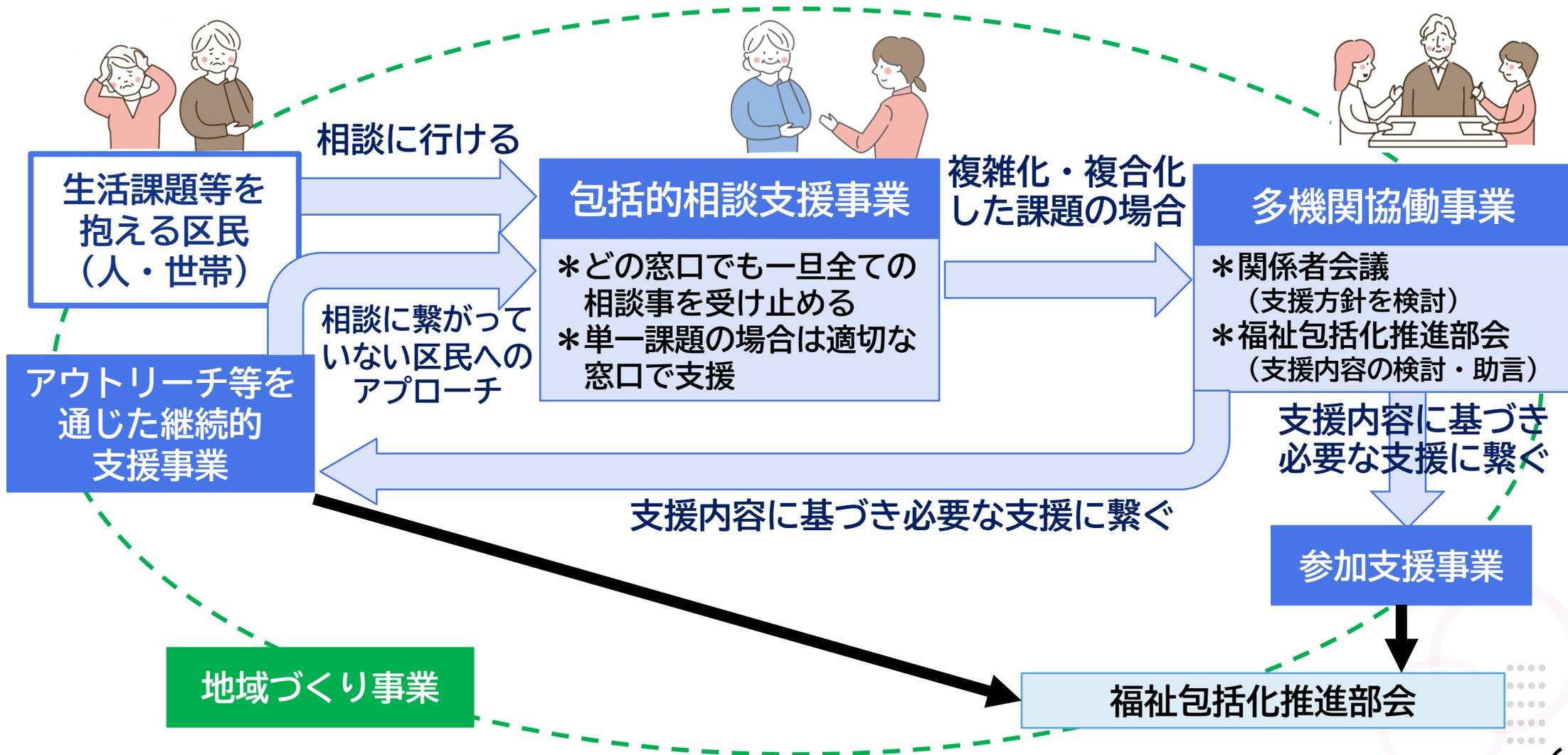


重層的支援体制整備事業本格実施までの主な経緯

- **平成24年度 コミュニティソーシャルワーク事業本格実施**
 - ↓ 平成21年からのモデル実施等を経て、地域コミュニティの拠点である「区民ひろば」にCSWを配置。順次人数と配置箇所を増やし、平成27年度からは、高齢者の日常生活圏域と同じ8圏域に、各2名のCSWを配置。
- **平成27年度 くらし・しごと相談支援センター開設**
 - ↓ 属性・相談内容を問わない相談機関として、区役所福祉総合フロアに開設。
- **令和2年度 福祉包括化推進部会開始**
 - ↓ 生活困窮者自立支援法に基づく支援会議としての役割の他、困窮課題以外で複雑化・複合化した課題を有する人・世帯についても支援方針を検討。（個人情報共有のため、参加する相談窓口担当係長全員が所管部署と兼務）
- **令和3年度 重層的支援体制移行準備事業開始**
 - ↓ 区が実施している既存事業の整理、会計科目の統一、計画策定、関係部署への周知など、本格実施に向けた調整期間。
- **令和5年度 重層的支援体制整備事業本格実施**

豊島区版重層的支援体制整備事業の流れ

5つの重層的支援体制整備事業（包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業）の関係性



包括的相談支援事業

保健・福祉に関する各専門相談機関において、相談者が抱える悩み事・相談ごとが担当業務以外の事情に及んだ場合でも、一旦すべての内容を受け止め、必要に応じ、適切な相談窓口につなげ、豊島区全体で支える体制を推進する。

主な相談窓口

相談機関	実施主体（委託の有無）	設置数
くらし・しごと相談支援センター	自立促進担当課（委託）	1 箇所
コミュニティソーシャルワーカー	福祉総務課（委託）	8 箇所
高齢者総合相談センター	高齢者福祉課（委託）	8 箇所
心身障害者福祉センター	障害福祉課（直営）	1 箇所
利用者支援事業（母子保健型）	健康推進課・長崎健康相談所（直営）	2 箇所
利用者支援事業（基本型） （子育てインフォメーション）	子育て支援課（直営）	1 箇所
入居相談窓口	自立促進担当課、住宅課（直営）	1 箇所
アシスとしま（子ども若者総合相談）	子ども若者課（委託）	1 箇所

参加支援事業

区内にある既存のコミュニティに加え、地域づくり事業で新たに発掘・整備された地域の社会資源を最大限活用し、支援を必要とする人のニーズに合致したつながりづくりに向けた支援を行う。
地域のつなぎ役は、区民ひろばに配置されているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）がその中心を担う。

主な事業

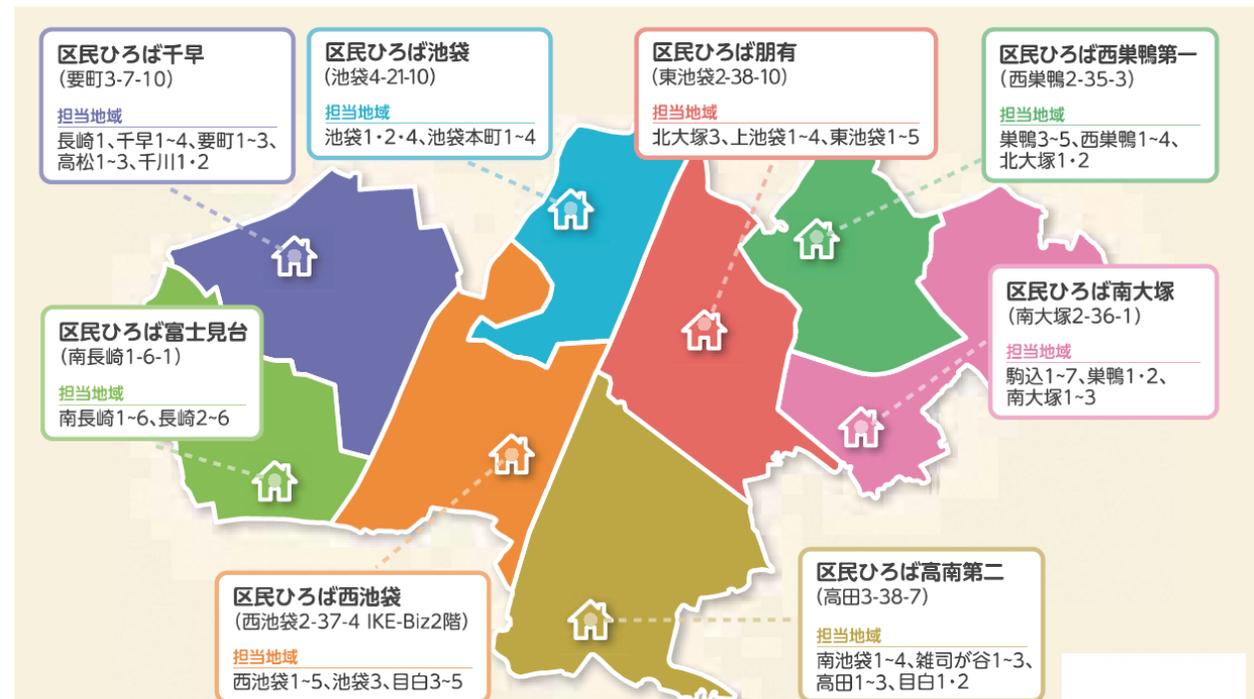
事業名

ひきこもり相談窓口

くらし・しごと相談支援センター

コミュニティソーシャルワーク事業

■ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）*の配置状況



出典：第6期地域保健福祉計画

令和5年度の取組事例

《生活困窮者就労準備・社会参加支援事業》

《ひきこもり支援等に係る生きづらさ支援体制事業》

社会参加支援に向けた2つの事業を連携して実施することで、社会参加やその他の支援につながることを目標に事業を展開。

【取組概要】

- ・地域の社会資源※を活用した、社会とのつながり作りに向けた支援の実施
※地域の社会資源・・・社会福祉施設や企業・商店、サロン等地域住民の活動の場など
- ・本人等の課題やニーズに対して、地域の社会資源をコーディネートし、マッチングを実施
- ・セミナーの実施やカフェでの面談、部活動企画等、ニーズに応じた様々なメニューを企画

①生活困窮者就労準備・社会参加支援事業

【支援内容】

すぐの就労が難しい生活困窮者に対し、カウンセリングを通じてニーズ等を把握し、その人に応じた就労に向けた支援プランを作成、地域イベントやボランティアへの参加から就労に向けた講座の開催、就労体験先の開拓と斡旋などの支援を行っている。

②ひきこもり支援等に係る生きづらさ支援体制事業

【支援内容】

来所や電話、メール等により、生きづらさを抱えるひきこもり状態の方やその家族からの相談に応じ、その方の状況に寄り添いながら地域とつながり生活できるよう、地域活動への参加などの支援を行うほか、居場所や必要な支援へつないでいる。

各分野での地域づくりに関する取組みを引き続き推進するとともに、世代や属性といった対象の枠を超えた多世代・多機能の取組みを拡大することで、重層的かつ魅力あふれる地域づくりを進めていく。新たなコミュニティ等の立ち上げ支援はCSWや高齢者の生活支援推進員（生活支援コーディネーター）がその中心を担う。

主な事業

事業名	実施主体（委託の有無）	主な活動場所
地域介護予防活動支援事業	高齢者福祉課（一部委託）	高田介護予防センター 東池袋フレイル対策センター
生活支援体制整備事業	高齢者福祉課（委託）	高齢者総合相談センター圏域
地域活動支援センター事業	障害福祉課（一部委託）	地域活動支援センター(I～III)
地域子育て支援拠点事業	子ども若者課（一部委託）	子ども家庭支援センター 区立保育園、区民ひろば
コミュニティソーシャルワーク事業	福祉総務課（委託）	区民ひろば

令和5年度の実施事例 《地域介護予防活動支援事業》

○住民主体の通いの場の整備

【介護予防センター】

- ・事業目的：個別の介護予防のサポート、地域の介護予防活動の活性化、介護予防に関する情報発信、元気高齢者の活躍の場の創出、人材の養成と支援など

延べ利用者数	19,386人
としまる体操実施回数	584回
だれでも食堂	9回

【フレイル対策センター】

- ・事業目的：「食と会話」を基軸に置いたフレイル対策のコントロールセンターとして位置づけ、フィジカルフレイル、ソーシャルフレイル、メンタルフレイルの予防及び対策を行う

延べ利用者数	18,423人
としまる体操実施回数	552回
おとな食堂	4回

○介護予防に関する人材の育成

- ・事業目的：養成講座やスキルアップ講座を通じて、地域の担い手として主体的な活動を行い、継続するための支援を行う。
- ・養成講座受講人数：介護予防リーダー17人、介護予防サポーター31人、フレイルサポーター14人
- ・元気あとおし事業：介護施設等でボランティアとして活動し、活動時間に見合ったスタンプの押印に応じて現金に還元した（571人）。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援を必要としているが窓口まで来られない場合、相談することに心理的な抵抗感がある場合、または本人や世帯が問題に気づいていない場合など、相談支援機関等へつながりづらい人や世帯に対して、アウトリーチ活動等を通じた支援を継続的に行い、適切な包括的相談支援、参加支援を実施する。

アウトリーチ活動等による訪問時に、訪問目的とは異なる課題が見つかった場合や、同居する家族等に課題が見つかった場合など、複合的な課題を有する世帯であったことが判明したときは、他の関係機関と連携するなど、包括的な支援が行える体制づくりを推進する。

主なアウトリーチ等活動事業

事業名（または活動内容）	事業名（または活動内容）
コミュニティソーシャルワーク事業	精神障害者に対するアウトリーチ活動
民生委員・児童委員による見守り活動	子ども若者総合相談事業
高齢者アウトリーチ事業	子育て訪問相談事業
見守りと支え合いネットワーク事業	ヤングケアラー支援体制強化事業
路上生活者応急援護事業	

令和5年度の取組事例 《コミュニティソーシャルワーク事業》

○潜在的な支援ニーズを抱える者を早期に把握するための取組

配置された区民ひろばでの相談対応や未配置の区民ひろば等への巡回相談窓口「暮らしのなんでも相談会」の実施を始め、地域づくり等のその他の活動によってつながった、各関係者とのネットワーク等を活用し、潜在的な支援ニーズを抱える者の早期発見及び把握を行っている。

また、多様なネットワークや会議体などに参画して、特定の分野に限らない多様な視点で本人やその世帯のニーズをアセスメントすることで、潜在的なニーズを把握。

こうした活動を通して得た情報をもとに、支援が行き届いていない潜在的な支援ニーズを抱える者に対するアプローチ方法を関係者等とともに検討し、アウトリーチ活動を含めた継続的な支援を実施。

○継続的につながり続け、支援を実施するための取組

つながりを望まなかったり、すぐに課題解決に至らず長期に渡って支援（関わり）を継続すること、また、課題が再燃したり、新たな課題が発生するケースなどについては、課題解決を目指す支援のみではなく、つながり続けることを目指すアプローチを合わせて行っている。介入が困難なケースや一旦状況が落ち着いたケースなどについては、対象者からの相談を待つだけでなく、定期的に訪問による状況確認や働きかけ、関係機関との情報共有などを行っている。

活動内容	令和5年度実績
年間訪問支援件数（実件数）	563件
年間訪問支援件数（延件数）	1,255件
暮らしのなんでも相談会開催数	344回
暮らしのなんでも相談会相談者数	250名



多機関協働事業

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整を行い、関係する支援機関の役割分担や支援の方向性を定めるなど、事例全体の調整機能を担い、重層的支援体制整備事業の中心的な役割を果たすもの。

複雑化・複合化した事例への対応の充実を図り、制度の狭間に陥らせることがないよう、福祉、子ども、住宅、教育に関する部署と豊島区民社会福祉協議会に、福祉包括化推進員を配置し、分野横断的な支援が可能な体制を整備している。

【豊島区の多機関連携による支援検討の流れ】



令和5年度の取組状況 <<福祉包括化推進事業>>

福祉包括化推進部会：令和2年度より、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議を実施するための会議体として設置。部会の委員は、各福祉相談窓口の担当係長及び社会福祉協議会の関係職員を福祉包括化推進員として任命し、実施。令和5年度の重層事業本格実施に伴い、同会議体を社会福祉法に基づく支援会議・重層的支援会議に位置付けた。

【福祉包括化推進員の設置状況】

福祉包括化推進員所属部署					
福祉総務課	自立促進担当課	高齢者福祉課	障害福祉課	介護保険課	生活福祉課
西部生活福祉課	健康推進課	長崎健康相談所	住宅課	子ども若者課	子育て支援課
児童相談課	子ども家庭支援センター	教育センター	CSW（社協）		

※令和6年度より、保健予防課、権利擁護支援担当（社協）、自立相談支援担当（社協）が推進員として参加

【福祉包括化推進部会の実施状況】

活動内容	令和5年度	令和6年度 (12月末時点)
実施回数	9回	9回
事例検討件数	11件	33件

